

# 公益社団法人自動車技術会 運営企画会議組織規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）組織運営規則第13条第2項の規定に基づき、運営企画会議組織の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(運営企画会議組織)

第2条 運営企画会議組織は、本会の目的を達成するため、会の発展と健全な運営を目途として、会務全般にわたる事業方針、活動方策を企画する。

第3条 運営企画会議組織は運営企画会議と、その下部機構として国際委員会、総務委員会及び財務委員会を置く。また、必要に応じ各委員会のもとに小委員会を置くことができる。

2 前条の目的達成のため前項の各委員会又は小委員会以外のものが設けられる場合は、この運営企画会議のもとに設けるものとする。

第4条 運営企画会議は、次の事項を審議する。

- (1) 定款の変更や会員及び臨時総会に係わること
- (2) 会務全般にわたる新規の事業方針・活動方針の企画に係わること
- (3) 事業計画策定方針及び事業予算編成方針に係わること
- (4) 国内外関係諸団体との事業契約・委託契約に係わること
- (5) その他上記に準じること

第5条 運営企画会議の委員は、理事又はその経験者の中から、副会長が推薦した者とし、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

2 運営企画会議議長は総務担当理事がこれにあたる。

3 議長及び委員の任期は、本会役員改選の年の通常総会の終了時から翌々年の通常総会の終了時までの2年とする。ただし、補充又は増員のため就任した者の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とし、また任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

第6条 運営企画会議は、議長が招集する。運営企画会議は、委任状を含め委員の三分の二以上の出席がなければ成立しない。

2 議長は、運営企画会議を代表し、議事を統括し、決定事項は理事会又は担当理事会に提案・報告しなければならない。

(国際委員会)

第7条 国際委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 本会の国際活動の方針に係わること
- (2) 海外団体との連携・提携・情報交換に係わること
- (3) FISITA・APAC加盟団体としての責任と役割の遂行に係わること
- (4) 本会が主催又は共催する国際会議の企画及び実施に係わること
- (5) 国際的事項に関し、国内の他の研究機関、学会、協会、団体などとの連絡・提携・調整に係わること

第8条 国際委員会の委員は、本会正会員の中から、国際担当理事が推薦した者とし、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

2 国際委員会の委員長は、国際担当理事がこれにあたる。

3 委員長及び委員の任期は、本会役員改選の年の通常総会の終了時から翌々年の通常総会の終了時までの2年とする。ただし、補充又は増員のため就任した者の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とし、また任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

第9条 国際委員会は、委員長が招集する。委員会は、委任状を含め委員の三分の二以上の出席がなければ成立しない。

2 委員長は、国際委員会を代表し、議事を統括し、決定事項は運営企画会議又は理事会・担当理事会

に提案・報告しなければならない。

(総務委員会)

第10条 総務委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 本会の社会的責任と役割の遂行に係わること
- (2) 関係諸団体との連携・情報交換に係わること
- (3) 本会の事業運営方策に係わること
- (4) 本会の活動組織の適正化に係わること
- (5) 本会会員の制度・規律・規範に係わること
- (6) 本会の事務局・専従職員の制度・規律・規範に係わること
- (7) 春季大会及び秋季大会の企画・運営に係わること
- (8) 他の委員会で取扱えない事項

第11条 総務委員会の委員は、正会員の中から、総務担当理事が推薦した者とし、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

2 総務委員会の委員長は総務担当理事がこれにあたる。

3 委員長及び委員の任期は、本会役員改選の年の通常総会の終了時から翌々年の通常総会の終了時までの2年とする。ただし、補充又は増員のため就任した者の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とし、また任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

第12条 総務委員会は委員長が招集する。委員会は、委任状を含め委員の三分の二以上の出席がなければ成立しない。

2 委員長は、総務委員会を代表し、議事を統括し、決定事項は運営企画会議又は理事会・担当理事会に提案・報告しなければならない。

(財務委員会)

第13条 財務委員会は次の事項を審議する。

- (1) 事業予算・収支決算に係わること
- (2) 財政の健全化に係わること
- (3) 特定事業の財政政策に係わること
- (4) 会費の変更に係わること
- (5) その他上記に準じること

第14条 財務委員会の委員は、本会正会員の中から、会計担当理事が推薦した者とし、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

2 財務委員会の委員長は、会計担当理事がこれにあたる。

3 委員長及び委員の任期は、本会役員改選の年の通常総会の終了時から翌々年の通常総会の終了時までの2年とする。ただし、補充又は増員のため就任した者の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とし、また任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

第15条 財務委員会は、委員長が招集する。委員会は、委任状を含め委員の三分の二以上の出席がなければ成立しない。

2 委員長は、財務委員会を代表し、議事を統括し、決定事項は運営企画会議又は理事会・担当理事会に提案・報告しなければならない。

(処理基準)

第16条 この規則の運営に関し必要な細則については、運営企画会議において処理基準を定め、これによるものとする。

(改廃)

第17条 この規則の改廃は、運営企画会議の審議を経て、理事会の議決によらなければならない。

#### 附 則

- 1 この規則は、1998年4月1日から施行する。
- 2 企画会議から運営企画会議への名称変更ならびに教育委員会から教育会議への組織改編に伴う第16条～第18条（教育委員会）の削除は、2009年4月1日から施行する。ただし、第1条の定款施行規程の適用条項の変更は、定款施行規程の改正が評議員会で承認された日から施行する。
- 3 第10条に大会の企画・運営の条項を追加する変更は、2011年4月26日から施行する。（第1回理事会議決 2011年4月26日）